

重要事項説明書

1 介護老人保健施設の概要

(1) 介護老人保健施設の名称等

- ・施設名：介護老人保健施設 孔子の里
- ・開設年月日：平成9年7月30日
- ・所在地：熊本県菊池市泗水町福本904番1
- ・電話番号：0968-38-5666
- ・FAX番号：0968-38-6644
- ・施設長名：古賀 毅
- ・介護保険指定番号：介護老人保健施設（4352680054号）

(2) 介護老人保健施設孔子の里の目的と運営方針

1) 事業の目的

介護保険施設サービスは、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供することを目的とします。

2) 運営の方針

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、個別的な施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、「家庭的なものを保持し続ける」ことを基礎に、通過施設として「いつでも、何回でも、くり返し」利用者が利用できるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ 当施設は、提供する介護保険施設サービスの質の評価を行い、常にその改善に努めます。

(3) 施設の職員体制（短期入所療養介護に係る職員を含む）

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1（通所兼務）	—	施設サービス管理
医師	1（通所兼務）	—	健康管理、保健指導及び施設内診療
看護職員	6以上	—	看護・介護及び保健衛生業務
薬剤師		1	調剤業務

介護職員	18以上	—	介護業務
理学療法士	1以上	—	機能回復訓練業務
作業療法士	1（通所兼務）	—	機能回復訓練業務
管理栄養士	1	—	栄養及び食事の管理指導
介護支援専門員	1	—	施設サービス計画の作成
支援相談員	1以上	—	相談援助業務
事務職員	3（通所兼務）	—	医療事務、庶務及び財務事務

(4) 入所定員等

定員： 70名

療養室： 特別個室 1室

個室 19室

2人室 13室

4人室 6室

2 主なサービスの内容

介護保険施設サービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者の病状及び心身の状況に照らして、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づき提供されます。その際は、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、計画内容については同意をいただきます。

(1) 施設サービス計画の作成

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、利用者やご家族と面接をして課題の把握（アセスメント）を行います。面接の際には、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。利用者及びご家族の希望、利用者の心身状況、病状、及びそのおかれている環境等の入所者についてのアセスメント結果及び、医師の診療方針に基づき、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めた施設サービス計画の原案を立案しサービス担当者会議を行います。介護支援専門員は、施設サービス計画の内容等を利用者又はご家族に説明し、文書により同意を得、施設サービス計画を利用者に交付します。また、介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、利用者定期的に面接し、計画の実施状況を把握（モニタリング）し、記録を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行います。

(2) 診療

利用者の病状及び心身の状況に応じて健康管理、保健指導及び必要な診療を適切に行います。また、ご入所後に、成分・効果は同じですが名前の違う薬を使用する場合や、利用者の状態に基づき医師の指示で薬の調整を行う場合があります。

(3) 看護・介護

施設サービス計画に基づき、医学的管理の下で、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、病状及び心身の状況に応じた看護、介護を適切な技術をもって提供します。

(4) リハビリテーション（機能訓練）

利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを提供します。

(5) 食事

おいしく、バランスのとれた食事を提供します。食事時間は以下の通りですが、食事時間・場所ご希望に添いますので、ご相談下さい。

・朝食 8時00分

・昼食 12時00分

・夕食 18時00分

(6) 入浴

一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者の身体状況に応じ、1週間に2回以上、また、ご希望の方は毎日の入浴、夜間の入浴も可能です。

(7) レクリエーション

お花見や夏祭り、誕生会など、季節の移り変わりを感じていただける催しの他、ドライブや買い物、外食、喫茶等も実施しています。

(8) ボランティアの皆様との交流や趣味活動

幼稚園や学校、各種団体との交流や、ボランティアの皆様による書道教室、大正琴、歌や踊りなどもお楽しみいただけます。

(9) 相談援助サービス

療養上の相談、在宅介護の相談、各種福祉サービスに関する相談など、様々な相談をお受けします。

(10) 理美容サービス

原則的に月2回、第1火曜日・第4金曜日に、理美容サービスを行っています。

3 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険では、要支援・要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

【従来型】※（ ）内表示は2割自己負担分です。3割の方は1割の3倍となります。

<多床室>

<個室>

・要介護1	793円	(1,586円)	・要介護1	717円	(1,434円)
・要介護2	843円	(1,686円)	・要介護2	763円	(1,526円)
・要介護3	908円	(1,816円)	・要介護3	828円	(1,656円)
・要介護4	961円	(1,922円)	・要介護4	883円	(1,766円)
・要介護5	1012円	(2,024円)	・要介護5	932円	(1,864円)

※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて362円となります。

※外泊された場合に施設が在宅サービス提供時、初日と最終日以外は1日につき800円となります。

【在宅強化型】※（ ）内表示は2割自己負担分です。3割の方は1割の3倍となります。

<多床室>

<個室>

・要介護1	871円	(1,742円)	・要介護1	788円	(1,576円)
・要介護2	947円	(1,894円)	・要介護2	863円	(1,726円)
・要介護3	1014円	(2,028円)	・要介護3	928円	(1,856円)
・要介護4	1072円	(2,144円)	・要介護4	985円	(1,970円)
・要介護5	1125円	(2,250円)	・要介護5	1040円	(2,080円)

円

※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて362円となります。

※外泊された場合に施設が在宅サービスを提供時、初日と最終日以外は1日につき800円となります。

② 加算料金 ※（ ）内表示は2割自己負担分です。3割の方は1割の3倍となります。

◆初期加算（入所後30日に限って）（Ⅰ）	1日あたり	60円（120円）
（Ⅱ）		30円（60円）
◆サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日あたり	22円（44円）
（Ⅱ）		18円（36円）
（Ⅲ）		6円（12円）
◆夜勤職員配置加算	1日あたり	24円（48円）
◆認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日あたり	3円（6円）
（Ⅱ）	1日あたり	4円（8円）
◆在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	1日あたり	51円（102円）
（Ⅱ）		51円（102円）
◆介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	R6年6月1日	所定単位数の7.4%
（Ⅱ）	～	5%
（Ⅲ）		7.4%
（Ⅳ）		1%
		4%
		4%
・認知症ケア加算（3階認知症専門棟のみ）	1日あたり	76円（152円）
・認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月あたり	150円（300円）
（Ⅱ）		120円（240円）
・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1回あたり	258円（516円）
（Ⅱ）		200円（400円）
（入所日より3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを週に3回以上実施した場合）		
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1回あたり	240円（480円）
（Ⅱ）		120円（240円）
（入所日より3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを週に3回実施した場合）		
・若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	120円（240円）
・経口移行加算	1日あたり	28円（48円）

(経管により食事を摂取している利用者に経口移行計画を作成し、経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合)

・経口維持加算 (I)	1月あたり	400円 (800円)
(II)		100円 (200円)

(嚥下機能障害を有する利用者の食事観察及び会議を行い、経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合)

・口腔衛生管理加算 (I)	1月あたり	90円 (180円)
(II)		110円 (220円)

(歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合)

・療養食加算 (一日に3回を限度)	1回あたり	6円 (12円)
-------------------	-------	----------

(食事療法を必要とする利用者に療養食を提供した場合)

・在宅復帰支援機能加算	1日あたり	10円 (20円)
-------------	-------	-----------

・ターミナルケア加算 (死亡日以前31日以上 45日以下)	1日あたり	72円 (144円)
----------------------------------	-------	------------

(死亡日以前 4日以上 30日以下)	160円 (320円)
--------------------	-------------

(死亡日以前 2日又は 3日)	910円 (1,820円)
------------------	---------------

(死亡日)	1900円 (3,800円)
---------	----------------

・かかりつけ医連携薬剤医療連携加算 (I) イ	月に 7日限度	140円 (280円)
ロ	10日限度	70円 (140円)
	1回限り	70円 (140円)

(II)	240円 (480円)
------	-------------

(III)	100円 (200円)
-------	-------------

(6種類以上の内服薬が処方されており、施設医師と入所者の主治医が共同し、総合的に評価及び調整し、内服薬を減少させることについて施設医師と主治医が合意。入所時に比べ、1種類以上減少している者)

・栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11円 (22円)
---------------	-------	-----------

・再入所時栄養連携加算	1回あたり	200円 (400円)
-------------	-------	-------------

(医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、施設管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、再入所時後の栄養管理の調整を行った場合)

・褥瘡マネジメント加算 (I) 1月あたり 3円 (6円)
 (II)

13円(26円)

(褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理を行った場合)

・排泄支援加算 (I) 1月あたり 10円 (20円)
 (II)

(III) 15円 (30円)

20円 (40円)

(排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合)

・緊急時施設療養費 (I) 月3日限度 518円 (1,036円)
 (II) 518円 (1,036円)

(利用者の容態が急変した場合、連続する3日を限度として、緊急時に対応を行った場合)

・所定疾患施設療養費 (I) 月7日限度 239円 (478円)
 (II)

月10日限度 480円 (960円)

(7日を限度として肺炎、尿経路感染症、带状疱疹について施設内で対応した場合)

・認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間限 1日あたり 200円 (400円)
 度)

(認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合)

・入所前後訪問指導加算 (I) 1回につき 450円 (900円)
 (II)

480円 (960円)

(入所前後に入所者の居宅を訪問し、退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合(I)。(I)に加え、生活機能の改善目標及び退所後の生活に関わる支援計画を策定した場合(II)。

◆退所時等支援等加算

・試行的退所指導加算 400円
 (800円)

(退所後の在宅療養等に関する指導を行った場合)

・退所時情報提供加算 500円 (1,000円)

(退所後の主治医に対して文書をもって情報提供した場合)

・入退所前連携加算 (I) 600円 (1,200円)

(Ⅱ)

400円(800

円)

・退所前連携加算

400円(800円)

(退所後の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し居宅サービス調整を行った場

合)

・老人訪問看護指示加算

300円(600

円)

(退所後において訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し、指示書を交付した

場合)

・認知症情報提供加算(保険医療機関に紹介した

1回につき

350円(700

場合)

円)

・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(

1月につき

55円(110

(

円)

33円(66

円)

・自立支援促進加算

1月につき

300円(600

円)

・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)

1月につき

40円(80

(Ⅱ)

円)

60円(120

円)

・安全対策体制加算

1回を限度

20円(40

円)

・協力医療機関連携加算

1月につき

50円(100

円)

5円(10

円)

・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)

1月につき

10円(20

(Ⅱ)

円)

5円(10

円)

・新興感染症等施設療養費(連続する5日を限度)

1月に1回

240円(480

円)

・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)

1月あたり

100円(200

(Ⅱ)

円)

10円(20

円)

・身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の—10/1

00

・高齢者虐待防止措置未実施加算

所定単位数の—1/1

00

・業務継続計画未策定減算

所定単位数の—3/1

		00	
・安全管理体制未実施減算	1日あたり		—
		5円	
・栄養管理の基準を満たさない場合減算	1日あたり		—1
		4円	

③ 食費

利用者負担第1段階～第3段階の方	1日あたり		1445
		円	
利用者負担第4段階の方	1日あたり		200
		0円	

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

※食費は各1食の料金ではなく、1日あたりの料金となっています。

④ 居住費

1日あたり	<多床室>	437円
	<個室>	1728円

※市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

⑤ 日常生活品費 1日あたり 300円

(施設で用意する石鹸、ボディシャンプー、シャンプー、リンス、化粧品、整髪料、おしぼり、タオル、トイレットペーパー、温泉水、消毒液、ビニール製品等)

⑥ 教養娯楽費 1日あたり 250円

(施設で用意する新聞、ビデオ、本、雑誌、レクリエーションに使用する色紙、鉛筆、マジック、絵の具、テレビ受信、ネット環境使用料等)

(2) その他の料金

①特別室料	1日あたり		550円
②理美容代	・カット・顔剃り・シャンプー		2500円
	・カット・顔剃り		2200円
	・カット		1500円
	・顔剃り		1000円
	・美容料(パーマ等)		実費
③訓練材料費	(利用者の方、個人で行う習字、手芸、お花等の材料費等)		実費
④行事費	(買い物、ドライブ、観劇、外食等)		実費
⑤健康管理費	(インフルエンザ等)		実費
⑥洗濯代	(クリーニング代)	1ヵ月	4500円
	(私物の洗濯を施設に依頼時にお支払いいただきます。)	1日(中途入退所)	150円
⑦その他の費用			
	・テレビレンタル代	1日あたり	200円
	・個人専用の家電製品の電気代	1日あたり	57円
	(電気毛布・電気アンカ等)	1日あたり	72円

・文書料	診断書	2 2 0 0 円
	診断書（施設入所用）	5 5 0 0 円
	証明書（生命保険関係）	5 5 0 0 円

（3） 支払方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書をご指定の宛先に発送いたします。その月の末日までに、現金、もしくは銀行振込にてお支払下さい。お支払いただきますと領収書を発行いたします。

また、口座振替をご希望の方は、口座振替依頼書にご記入の上、施設にご提出ください。振替予定日は毎月20日となりますので、事前のご入金をお願いします。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。

（1） 協力医療機関

- ① 名称：岸病院
住所：熊本県菊池市泗水町豊水3388-1
- ② 名称：菊池有働病院
住所：熊本県菊池市深川433

（2） 協力歯科医療機関

- ① 名称：中山歯科医院
住所：熊本県菊池市泗水町豊水3514

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、別紙「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 施設利用に当たっての留意事項

（1） 面会

面会時間は自由です。正面玄関は、平日は午後7時、土曜・日曜・祭日は午後6時に閉まります。夜間は、夜間通用口をご利用ください。

（2） 外出・外泊

当施設は、家庭復帰を目指してリハビリテーションや日常生活のお手伝いをさせていただく施設です。外出や外泊を通して、家庭復帰の練習をしていきたいと考えておりますので、最低でも月1回程度の外泊、盆・正月時の外泊をお願いします。また、外出・外泊の場合は、届出が必要です。医師の許可が必要

ですので、少なくとも2、3日前までに外出・外泊届けをご記入いただき、職員にお申し出下さい。

(3) 洗濯

原則的にご家族で洗濯していただくようお願いしています。

(4) 飲酒

原則的に自由ですが、利用者の健康状態によって制限させていただく場合もあります。

(5) 喫煙

健康増進法の一部改正により、施設敷地内は全面禁煙となっております。

(6) 火気の取扱い

ストーブ、コンロ等の持ち込みは禁止となっております。

(7) 所持品・備品の持ちこみ

所持品には、必ず名前を書いていただくようお願いいたします。

(8) 金銭・貴重品の管理

利用者のこずかいは事務所に預けていただけますが、多額の金銭・貴重品は預かりいたしません。やむを得ない事情がある場合はご相談ください。お預けのない場合、紛失・盗難発生の際には責任を負いかねますのでご了承ください。

(9) 入所中の病院受診

入所中は、原則的に医師が受診や検査、専門的治療が必要と認めた場合のみの病院受診となります。病院受診を希望される際は、まずご相談下さい。また、受診の際は施設から紹介状を発行し、必要な場合は、適切な医療機関をご紹介します。

(10) 入所中の病院受診時の送迎・付き添いについて

緊急時を除いて、ご家族で対応していただくようお願い致します。

(11) 外泊等施設外での受診

入所中は、施設からの紹介状がないと病院の受診ができません。外泊中に体調不良やケガをされた場合は、まず施設へご連絡ください。

(12) 突発的に他院へ転院となった後の再入所について

転院となった場合は、施設は退所になります。入院期間によっては、部屋を空けておくこともできませんが、長期間になった場合は部屋の確保は保障できません。再入所をご希望の場合は、あらためてご相談下さい。

7 非常災害対策

(1) 防災設備

スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・誘導灯・誘導標識・防火ドア・
自動火災報知器・非常通報装置・非常電源等の諸設備

(2) 防災訓練 年2回以上

8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、事業所及び利用者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。